

事務連絡
令和7年7月2日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課

新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における
個別事例情報の公表の考え方について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第16条の規定に基づく公表に関しては、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「一類基本方針」という。）等によりその考え方をお示し、対応を依頼してきたところですが、今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）の記載も踏まえ、下記のとおり新型インフルエンザ等感染症等（感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方についてお示しすることとします。

新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時においては、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）において実施するリスク評価に基づき、厚生労働省及びJIHSから、当該感染症の性状（感染力や感染経路等をいう。以下同じ。）、感染リスク等についての情報、全国の実患者数等のサーベイランス情報の提供を行うとともに、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）から、各地域の実患者数等のサーベイランス情報を提供いただくことにより、国民の皆様へ当該感染症の全体像や感染防止対策、発生の状況等についての正確な情報提供に努めていくこととしています。

これらの情報提供に加えて、個別事例情報の公表により周知する必要がある内容について、下記のとおりお示ししますので、これを踏まえた事例公表を行っていただくようお願いします。

なお、本事務連絡により、一類基本方針の内容について変更するものではないこと、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）における記載

第 4 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第 1 節 準備期

（2）所要の対応

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ④ 国は、個人情報やプライバシー保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。

記

1. 感染症法第 16 条の基本的な考え方について

- 感染症法第 16 条において、厚生労働大臣及び都道府県知事^(※)は、発生届や積極的疫学調査等により収集した感染症の発生の状況、動向、原因に関する情報、予防及び治療に必要な情報を積極的に公表することとされている。

※ 感染症法第 12 条第 1 項で「保健所設置市等にあつては、その長。以下この章・・・において同じ。」としており、感染症法第 16 条に基づく公表は、都道府県等が行うこととされている。なお、各都道府県内で、域内の公表分を都道府県で一元的に対応することとしても差し支えない。

- これは、感染症の予防を図ることを主目的とし、感染症に関する情報を積極的に提供することにより、感染症に関する正しい知識の普及を行い、患者等が差別・偏見の対象にならないようにすることを目的としたものである。
- 都道府県等においては、地域ごとの実情に応じたサーベイランスに基づく患者数等を公表することとなるが、個別事例情報の公表については、2

及び3に基づき実施する。なお、感染症法第16条第2項及び第3項に都道府県知事から市町村長に必要な協力を求めることができる旨及び情報を提供することができる旨の規定があるが、平時から、都道府県内での情報提供のあり方について検討を行っていただきたい。

2. 新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表に係る基本的な考え方について

- 感染症法第16条の規定に基づく公表に関し、発生した感染症の性状等によって、公衆衛生上の対策の内容が異なり、公表すべき情報も異なることから、全国的に対応が必要な感染症が発生した場合の個別事例情報の公表に当たっては、厚生労働省や都道府県等が、3にお示しする内容に基づき、患者発生の把握後、速やかに公表することを基本とし、必要に応じ、発生した感染症のリスク評価を踏まえた内容を、都度、お示しする。
- 特に、国内で新型インフルエンザ等感染症等の患者が初めて発生して以降国内での患者数がごく少ない段階においては、3にお示しする内容に加えて重症度、死亡等の情報を追加し、個別事例情報の公表を通じて当該感染症の性状等を伝え、国民の理解促進を図ることに公衆衛生上の意義が認められる場合があることから、こうした項目を追加することがあり得る。
- いずれにしても、公表する内容については、個人が特定されないようなものとするを前提とし、感染症の性状等に応じ、当該感染症の予防及びまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資するもの（公衆衛生上必要なもの）とする、との考えを明確化する。

※ 感染症法で、国及び地方公共団体の責務として、感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、患者等の人権を尊重しなければならないとされていることから、患者等に対して不当な差別・偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する必要がある。

※ 「サーベイランスに関するガイドライン」（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁。以下「サーベイランスGL」という。）においては、主に初動期のサーベイランスの結果として都道府県等が公表する可能性がある項目として、

- ・ 感染症発生の探知のためのクラスターサーベイランスの結果（サーベイランスGL P.17～18）

- ・ 患者発生の動向把握のためのサーベイランスの結果（サーベイランス G L P.18～19）
- ・ 重症者・死亡例の把握の結果（サーベイランス G L P.20）
が挙げられている。これらに係る個別事例情報の公表については、本事務連絡による。

3. 新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時等における個別事例情報の公表項目について

（新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時）

- 2の基本的な考え方に基づき、一類基本方針に準じ、また、一類感染症以外での対応実績等を踏まえ、基本的な公表項目を以下のとおり整理した。

- 新型コロナウイルス感染症の対応経緯等を踏まえると、「流行初期」※¹と「患者増加期」※²においては、公衆衛生上公表が必要と考えられる内容が異なることと考えられる。なお、「流行初期」から「患者増加期」への具体的な時期移行等については、都度お示しする予定である。

※1 「流行初期」：政府行動計画の有事のシナリオにおける「初動期」から「対応期」のうち「封じ込めを念頭に対応する時期」まで（＝国内での患者数が少ない段階）を想定。

※2 「患者増加期」：政府行動計画の有事のシナリオにおける「対応期」のうち、「病原体の性状等に応じて対応する時期」以降を想定。

＜新型インフルエンザ等感染症等の「流行初期」＞

・ 患者の基本情報

「居住都道府県」、「年代」、「性別」、「発症日時等（症状の経過）」の公表を基本とする。

※ 上記以外の「患者の基礎疾患の有無」「職業」「居住している市区町村」「国籍」については、一類基本方針においても公表しない情報と整理しているとおり、原則公表不要と考えられる。ただし、公衆衛生上公表することが感染症の予防及びまん延防止に資する場合は、公表することがありえ、その場合は都度お示しする予定である。

・ 患者の行動歴等に関わる情報

①感染源との接触歴等の情報

患者の感染推定地域（国や都市名）及び感染源と思われる接触の有無等に関する情報を提供する。これらの情報を発信することにより、当該地域への渡航者に対する注意喚起に資すると考えられる。

②患者の行動歴等の情報

患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動歴等の情報については、感染症のまん延防止のための必要な範囲で公表する必要がある。

他方、他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないことから、公表する必要はない。

したがって、患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動歴等について、以下のとおり公表を行うこととする。公表に当たっては、公表による社会的な影響についても十分に配慮し、誤った情報が広まることのないように丁寧な説明に努めることとする。

なお、当該感染症を感染させる可能性がある行動歴が個別事例としての公表後に追加的に確認された場合等においては、当該感染症の予防及びまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資する内容であれば、当該追加の行動歴を更新して公表する。

一患者に接触した可能性のある者を把握できている場合*

この場合、感染症のまん延防止の観点からは患者の行動歴を詳しく公表する必要はないと考えられるが、患者が入国時に利用した公共交通機関に関する情報（飛行機（便名）、船舶（船名））とともに、患者の行動歴に関して講じた公衆衛生上の対策状況（当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者等の特定状況等）に関する情報について公表することとする。

（*）検疫所や保健所において把握できている場合

一患者に接触した可能性のある者を把握できていない場合

当該感染症の感染経路（接触感染、飛沫感染又は空気感染等）等に鑑み、患者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするために必要な情報（「利用した公共交通機関に関する情報」（飛行機（便名・座席位置）、船舶（船名、部屋）、電車（駅、路線、時刻）、バス（駅、路線、時刻）に係る情報）、「利用した不特定多数と接する場所」（利用施設

の店名等)、「他者に感染させうる行動・接触の有無」、「患者の行動歴に関して公衆衛生上の対策が必要な場合の呼びかけ」等)を公表することとする。

また、その際には誤った情報が広まることのないように、患者の症状、他者へ感染させる可能性がある接触の有無等の正確な情報を発信することとする。なお、当該公表は、場所の名称を公表する場合を含め、関係者の同意を必要とするものではない。

- ・ 患者の死亡等の転帰情報

患者の個別事例情報を公表した後、当該患者の症状や療養状況等は変化していくと考えられる。そうした場合に、例えば入退院に関する情報や、患者の死亡を含む症状の転帰など、当該個別事例情報を更新してさらに公表するかどうかについては、2の基本的考え方を踏まえ、国内で新型インフルエンザ等感染症等の患者が初めて発生して以降国内での患者数がごく少ない段階においては、個別事例情報の公表を通じて当該感染症の性状等を伝え、国民の理解促進を図ることに公衆衛生上の意義が認められる場合があることから、こうした項目を公表することがあり得る。その場合は都度お示しする。

< 新型インフルエンザ等感染症等の「患者増加期」 >

- ・ 「患者増加期」、則ち、感染拡大が進み、感染の封じ込めが困難な時期においては、知見の集積により明らかになる感染症の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、感染拡大防止措置等を講じていくこととなる。このような状況下では、流行初期のように、個別の患者情報を公表することが感染症のまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資するとはいえず、公表を行う意義が乏しいことや、各都道府県等における業務も増加することが想定されること等から、個別の患者情報を公表する必要はないと考えられる。

※ 患者数等のサーベイランス情報は、引き続き、公表する。

- ・ なお、患者増加期においても、病原体の変異（流行株の変異等で感染症の性状等に変化が見られ、公衆衛生上の対策強化が必要となる場合）など、必要となる公衆衛生上の対策の内容に応じ、流行初期に準じた項目を公表することも考えられる。その場合は、都度お示しする予定である。

- また、上述の項目に加えて、厚生労働省や JIHS から情報提供している必要な感染対策等の感染症の基本情報や、接触可能性のある方の問い合わせ先、医療機関受診の方法等を公表するものとする。

(集団感染の場合)

- 集団感染（いわゆるクラスター）に関しては、新型コロナウイルス感染症では、事業所等の中で同時に 5 名以上の集団感染が発生した場合等において、限られた空間におけるなんらかの感染拡大要因の存在が疑われ、早期の保健所の介入による一定の感染拡大の防止が期待される旨お示ししていたところだが、発生した感染症の性状等によってその考え方・公衆衛生上の対策が変わることから、都度、具体的な公表項目等をお示しすることとする。

(患者の死亡時)

- 前述のとおり、国内で新型インフルエンザ等感染症等の患者が初めて発生して以降国内での患者数がごく少ない段階において、死亡事例情報の公表を通じて当該感染症の性状等を伝え、国民の理解促進を図ることに公衆衛生上の意義が認められる場合を除き、患者の死亡時の個別事例情報については、その公表が当該感染症のまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資するもの（公衆衛生上必要なもの）とは言えないことから、その公表を行う必要はない。

以上